

一般社団法人農業食料工学会

定款

2018年9月10日作成

2019年4月1日制定

2020年8月1日改正

_____部 2020年8月1日改正部分

第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人農業食料工学会と称する。英語表記は、The Japanese Society of Agricultural Machinery and Food Engineers とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する学術の進歩発展を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 学会誌、その他農業食料工学に関する資料、図書の編集・刊行

(2) 講演会の開催

(3) その他、当法人の目的達成に必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第二章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人には、正会員、学生会員、海外会員、特別会員、名誉会員、永年会員及び購読会員を置く。

(1) 正会員 当法人の趣旨に賛同し、入会する個人とする。

(2) 学生会員 当法人の趣旨に賛同し、入会する学生とする。ただし、社会人である学生を除く。

- (3) 海外会員 当法人の趣旨に賛同し、入会する海外に在住する外国籍の個人とする。
- (4) 特別会員 当法人の趣旨に賛同し、入会する企業体又は団体（以下「団体等」という。）とする。
- (5) 名誉会員 特に当法人に功労があった者で、理事会において推薦され、総会の承認を受けた者とする。推薦の方法については別に定める。
- (6) 永年会員 30年以上の正会員歴を持つ70才以上の個人とする。
- (7) 購読会員 学会誌の配布を受けることを目的として入会する機関又は団体等とする。

2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された以下の社員の権利を、社員と同様に行使できる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員資格の取得）

第6条 当法人の会員となろうとする者は、所定の会費を添えて入会申込書を当法人に提出する。

（会員資格の喪失）

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その地位を喪失する。

- (1) 第8条により退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 第9条により除名されたとき
- (6) 総会での全員の同意があったとき

（任意退会等）

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。ただし、既納の会費は返還しない。なお、会費を1年間滞納した者には、学会誌の配布を中止する。

（除名）

第9条 当法人は、会員に法令違反や公序良俗に反する著しい非行、その他当法人の目的に相応しくないと思料される行為があった場合には、総会の決定により当会員を除名することができる。

（会員名簿）

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し管理する。

第三章 代議員

(代議員及び定数)

第11条 当法人における法人法に規定する社員は、正会員の中から選出される100名以内の代議員をもって構成する。

(代議員の選出)

第12条 代議員は当法人の正会員である者から代議員選挙により選出する。その方法は、別に定める代議員及び役員選出規程による。

2 代議員が欠けた場合に備えて補欠の代議員を選出することができる。

(代議員の職務・権限)

第13条 代議員は、社員として総会に出席し、総会での議決権を有するものとする。

2 代議員は、正会員を代表し、その要望事項等について理事会に報告・提案を行う。また理事会より諮問を受けた重要案件について協議する。

(代議員の任期)

第14条 代議員選挙は、2年に1度実施し、代議員の任期は、代議員選挙により新たに選出された後の総会より2年後の総会までとすることとし、再選を妨げない。

2 代議員が、法人法に基づく総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合には、当該訴訟が解決するまでの間、当該代議員は社員としての地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款の変更（法人法第146条）に関する議決権を有しない。

第四章 役員

(員数)

第15条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とする。会長は本会を代表し、会務を総理する。会長をもって法人法上の代表理事とする。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって副会長がその職務を代行する。

3 理事のうち2名を副会長とする。副会長は会長を補佐し、副会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって理事がその職務を代行する。

(役員を選任等)

第16条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 理事及び監事は総会の決議によって正会員の中から定める。その選出は、別に定める代議員及び役員選出規程による。
- (2) 会長は理事会の決議によって理事の中から定める。その選任は、別に定める代議員及び役員選出規程で選出された会長候補者の信任決議とする。
- (3) 会長は、副会長の選任にあたっては、正会員の中から副会長候補2名を推薦し、総会の承認を経てこれを副会長とする。
- (4) 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- (5) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、続けて再任される場合は別に定める代議員及び役員選出規程による。

2 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、続けては再任しない。

3 前二項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選出された者が就任するまではその職務を行う。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬)

第19条 役員は無報酬とする。

第五章 会議

(会議)

第20条 当法人の会議は、総会、理事会、会員集会、その他理事会の決議を経て必要に応じて設置した委員会・部会とする。

2 その他当法人の会議の運営について、この定款に定めのない事項は、別に定める規程によるものとする。

第六章 総会

(総会)

第21条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(招集)

第22条 総会は、毎事業年度終了後6ヶ月以内に会長が招集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、理事会の決議を経て、臨時招集することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会を構成する代議員の5分の1以上から議題を定めて会長に開催請求があったとき。

(代理)

第23条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代議員又はその代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代議員又はその代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(権限)

第24条 総会では、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 定款の変更
- (4) 当法人の基本方針に関する事項の承認
- (5) その他本定款で定める事項

(議長)

第25条 総会の議長は、出席者の互選により選出する。

(議決権)

第26条 各代議員は、各一議決権を有する。

(決議の方法)

第27条 総会の決議は、この定款または法令に別に定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。可否同数のと

きは議長がこれを決定する。

2 次に掲げる事項については、総代議員の半数以上の出席と且つ出席した代議員の議決権の3分の2以上を以って決する。

- (1) 会員の除名及び代議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 役員などの責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業全部の譲渡
- (6) 法人の継続または解散
- (7) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び議長が指名する出席理事2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第七章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 その他会長の指名する者を出席させることができ、そこで意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第30条 理事会は、当法人の任務を遂行し、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 各種規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 下記に掲げる重要な業務執行の決定
 - イ 重要な財産の処分及び譲受け
 - ロ 多額の借財
 - ハ 重要な使用人の選任及び解任
 - ニ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ホ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - ヘ 表彰に関する事項
 - ト その他必要な業務執行の決定

2 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の開催及び招集)

第31条 理事会は、会長がこれを招集する。この場合会日より7日前までに招集通知を発する。

2 会長以外の理事現在数の3分の1以上から議題を定めて開催請求をする場合又は監事が理事会を招集する場合も前項後段の手続による。

(議長)

第32条 理事会の議長は、原則として会長が担当する。ただし、会長、副会長ともに事故あるときは、出席理事の互選により決める。

(決議)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する理事の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数による。可否同数のときは議長がこれを決定する。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した会長及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

第八章 会員集会

(会員集会)

第35条 当法人は、総会とは別に会員集会を年1回以上開催することができる。

(招集)

第36条 会員集会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 会員集会の招集通知は、会日より5日前までに各会員に対して発する。

(議長)

第37条 会員集会の議長は、当該会員集会において出席者の互選により選出する。

(会員集会の趣旨)

第38条 当法人における会員集会は、日々の業務に関する報告をし、すべての会員から当法人に対する幅広い意見を集約する場であり、会員は理事会に対して、その業務や当法人に対する意見を述べることができる。

- 2 前項の会員集会で出された意見について理事会は、その後の業務運営の参考にし、反映させるよう努めることとする。

第九章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 当法人の剰余金は、これを分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第十章 事務局

(事務局)

第43条 当法人は、事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

附則

(最初の事業年度)

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年3月末日までとする。

(設立時の役員)

2 当法人の設立時役員は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時代表理事	近藤 直
設立時理事	藤村 博志、水野 英則
設立時監事	宮崎 昌宏

なお、設立時役員の任期は設立後最初の定時総会終結の時までとする。

(設立時の社員)

3 当法人の設立時社員は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1. 氏名 宮崎 昌宏
2. 氏名 宮原 佳彦

(法令の準拠)

4 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令等によるものとする。

以上、一般社団法人農業食料工学会設立のため、設立時社員宮崎昌宏、宮原佳彦の定款作成代理人である行政書士 森健輔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2018年9月10日

設立時社員	宮崎 昌宏
設立時社員	宮原 佳彦

上記設立時社員の定款作成代理人

事務所所在地	東京都世田谷区祖師谷1丁目25番3号
事務所名称	森行政書士事務所
行政書士	森 健輔
登録番号	日本行政書士会連合会 第07080541号